
特定外来生物とオオキンケイギクについて



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

目次

① 外来生物法とは？

② 特定外来生物とは？

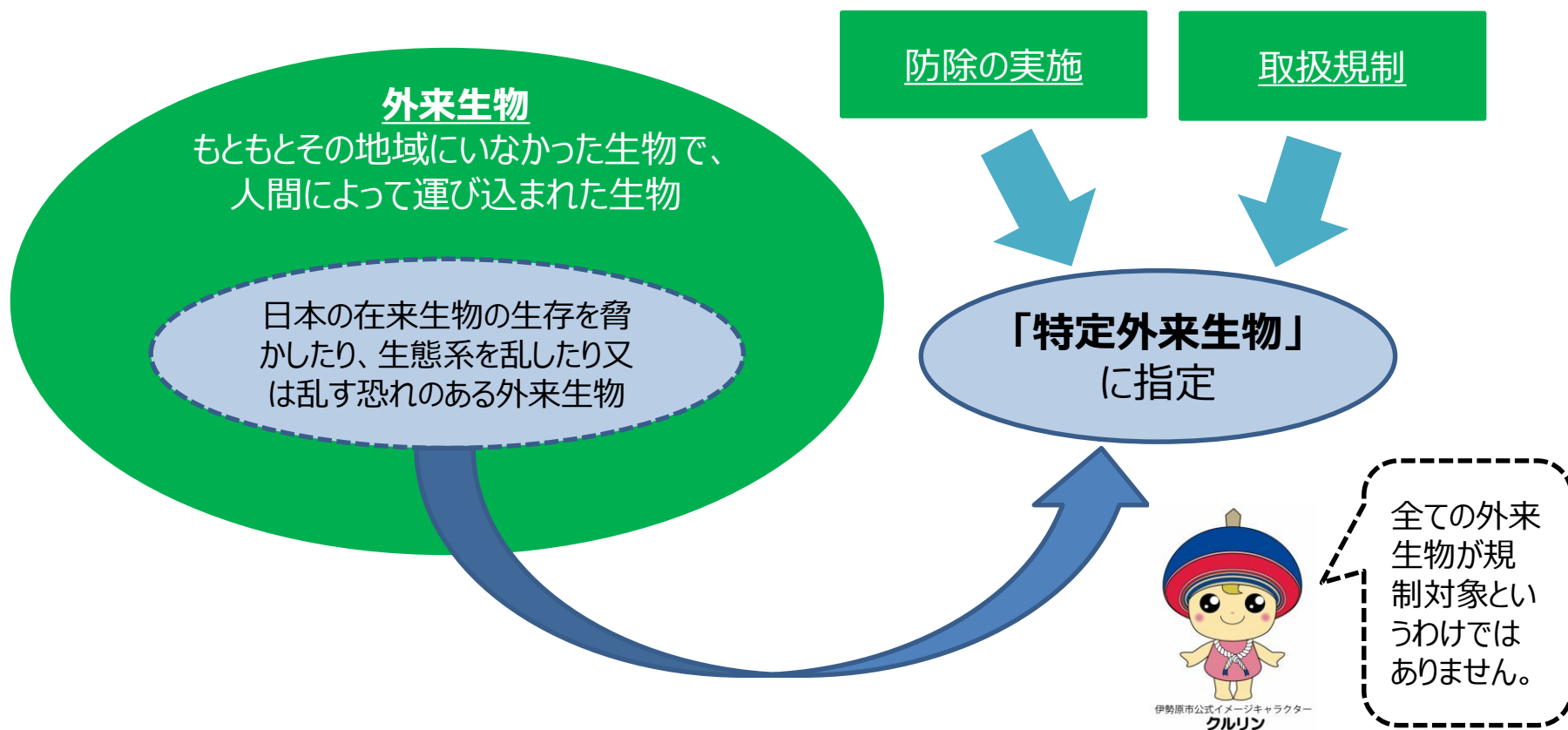
③ 市内で見られる特定外来生物オオキンケイギクについて

④ オオキンケイギクを見つけたとき（取扱規制）

⑤ オオキンケイギクの防除について

①外来生物法とは？

■ 正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業の被害防止を目的に平成17年6月1日に施行されました。



②特定外来生物とは？

■外来生物（海外起源の外来種）のうち、特に人間の健康や在来種の生態系などに害を及ぼす、またはその可能性のある生物のことです。

外来生物法で指定された特定外来生物の一例 ※令和2年11月現在 156種



植物19種
(例：オオキンケイギク)



哺乳類25種
(例：アライグマ)



両生類15種
(例：ウシガエル)



魚類26種
(例：ブルーギル)



鳥類7種
(例：ガビチョウ)



爬虫類21種
(例：カミツキガメ)



昆虫類25種
(例：ヒアリ)



甲殻類6種
(例：チュウゴクモクスガニ)



クモ・サソリ類7種
(例：セアカゴケグモ)



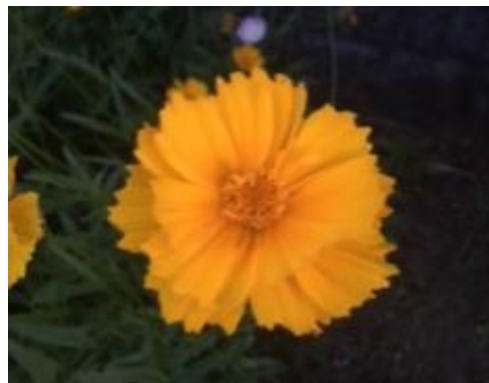
軟体動物等5種
(例：カワヒバリガイ)

※画像提供：環境省

※特定外来生物は生きているもの限られ、卵、種子なども含みます。 4

③市内で見られる特定外来生物 オオキンケイギクについて

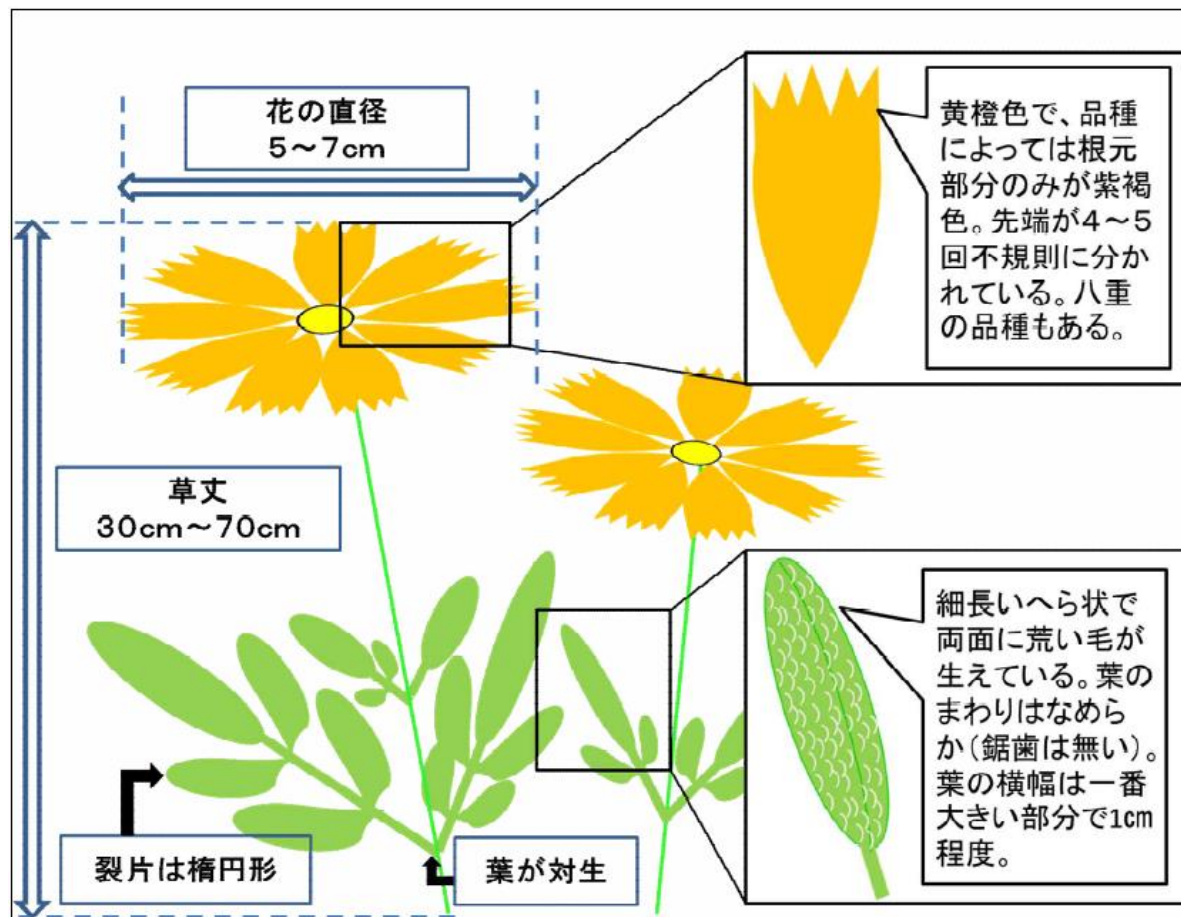
■ 強靱な性質のため全国的に野生化し、河川敷や道路にしばしば大群落をつっており、在来生態系への影響が危惧されています。



原産地は北アメリカ



花が咲く時期は5～7月



※提供：九州地方環境事務所

④ オオキンケイギクを見つけたとき（取扱規制）

■ オオキンケイギクなどの特定外来生物は、飼育、栽培、保管、運搬、販売、野外に放つ及び輸入に関することは禁止されています。（※外来生物法第4条、第7条、第8条、第9条）



飼育、栽培の禁止



運搬の禁止



販売の禁止



保管の禁止



輸入の禁止



野外への放出の禁止

違反例	罰則	
	個人の場合	法人の場合
許可なくあげたり、運搬したり、輸入した場合	3年以下の懲役 もしくは 300万円以下の罰金	1億円以下の罰金
許可なく野外に放ったり、植えたり、まいたりした場合	300万円以下の罰金	1億円以下の罰金

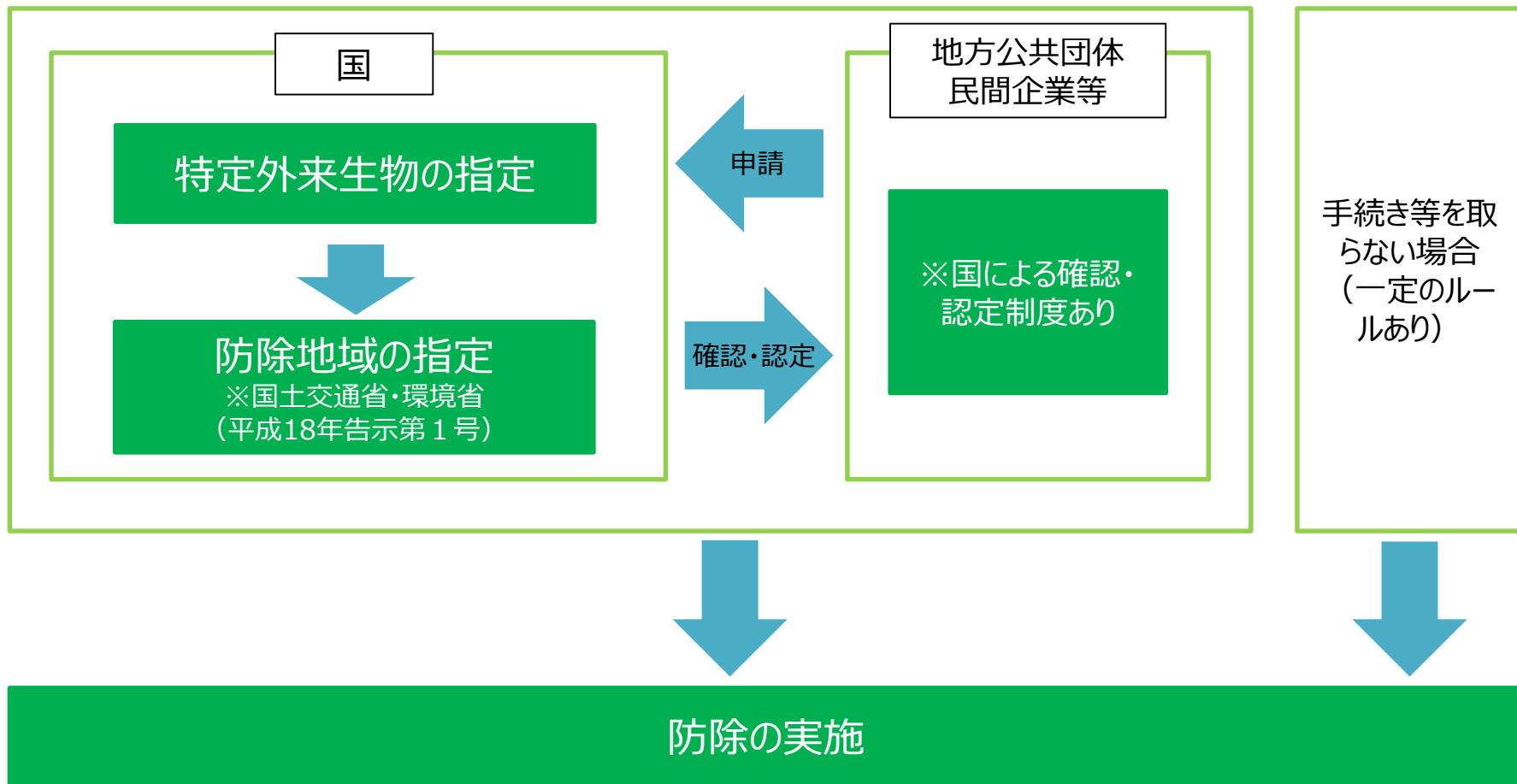


伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

種や根がついていない切花は規制の対象ではありません。

(参考) 特定外来生物の防除について

- 特定外来生物による被害がすでに生じている場合又は生じるおそれがある場合で、必要であると判断された場合に行われます。(※外来生物法第11条)



⑤オオキンケイギクの防除について

■国の確認・認定を受けずに、自治会やボランティア団体等で小規模のオオキンケイギクの防除を実施する場合は、次のような手順で行いましょう。

1 事前告知

団体等で防除を行う場合は、オオキンケイギクの防除である旨を、いつ、どこで、誰が行うかを、SNSやホームページ、回覧板、地域の掲示板などで告知をしましょう。



2 駆除

多年草であり、根が残るとまた生えてきます。根から抜き取りましょう。種子の拡散を防ぐには種子ができる開花期のはじめ頃までに、地上部を刈り取ることも効果的です。



3 処分

種子や根を落とさないように、ビニール袋に入れて枯らしてから、収集日当日に燃やすごみとして出してください。(事前告知を行った場合に限り処分するために生きたまま運んだり、保管することは違反にはなりません。)



よくある質問

(Q) 市ではオオキンケイギクの防除はしないのですか

(A) 本市を含め県内ではオオキンケイギクによる既存生態系等への被害は確認されていないため、現時点では市で防除はしていません。

(※令和3年4月現在、防除の確認・認定地域に神奈川県は含まれていません。)

(Q) オオキンケイギクを見つけたらどうすればいいですか

(A) 運搬や保管は法律で禁止されていますので行わないようにしてください。駆除をする場合は、種の飛散防止等、防除の手順を守り、施設や土地の管理者に相談の上で実施してください。

(Q) オオキンケイギクに毒はあるのですか

(A) オオキンケイギクの栽培等が禁止されている理由は、強靱な性質のため在来生態系に被害を与えるからです。個体に毒が含まれていて危険であるなどの報告は、現在のところありません。

(Q) ホームセンター等にオオキンケイギクに似たものが販売されていました

(A) 園芸種の中には、オオキンケイギクの特徴を一部示すものもあります。販売されているものは結実前の切花もしくはオオキンケイギクではありません。園芸種については、販売元等にご確認をお願いいたします。

(Q) 特定外来生物の問い合わせ先はどこですか

(A) 具体的な申請手続きや野外で見つけた外来生物等に係るお問い合わせ
→環境省 関東地方環境事務所 TEL : 048-600-0817



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

■ 本資料に関するお問い合わせ ■
伊勢原市経済環境部環境対策課
TEL : 0463-94-4737
E-mail : kankyous@isehara-city.jp